

三重大学翠明会館使用者公募要領

1. 公募概要

国立大学法人三重大学（以下「本学」という。）は、「国立大学法人三重大学独立した一棟の建物の全部及び当該建物の敷地の全部又はその一部の貸付けに関する取扱要項」に基づき、翠明会館の利用者を下記のとおり公募いたします。

2. 公募対象事業

三重大学の敷地内という環境で、本学の学生・教職員と密接な連携を図りながら、事業を展開していただける利用者を公募します。

公募の対象となる事業は、国立大学法人法第22条第1項各号の業務規定の範囲内のものであること又は当該業務に係るものとなります。

なお、翠明会館においては、物品販売等の収益事業、興行等集客を目的とした業務その他これらに類する業務・事業を行うことはできません。

3. 使用期間

使用することができる期間は、3年以内とします。ただし、学長が特に必要と認めるときは、5年を限度として1年ごとに期間を更新することができます。

4. 施設・設備の概要

≪公募対象施設≫

| 施設名 | 使用料/年（税込） | 備考 |
|------|--------------|-------------------|
| 翠明会館 | 5,416,000円/年 | 土地・建物 駐車場7台を含む |

※ 光熱水料は別途負担いただきます。

別紙1：平面図及び仕様

5. 応募方法

(1) 提出書類

三重大学翠明会館使用申請書（別紙様式1）

（添付書類）

- ① 法人等の概要を記載した書類（会社概要など）
- ② 定款、寄付行為その他これらに類する書類
- ③ 法人の登記事項証明書（発行3か月以内のもの）
- ④ 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書

⑤ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書類（納税証明書など）

⑥ 事業計画書（別紙様式2）

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）にて提出

(3) 応募期限

令和6年4月5日(金) 17時必着

(4) 提出先

三重大学 施設部 施設企画チーム 企画担当

〒514-8507 三重県津市栗真町屋町1577

6. 応募資格

以下の各号に該当しない法人等が応募できるものとします。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ② 行政機関から行政指導受け、改善がなされていないもの
- ③ 社会問題を起こしているもの
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
- ⑤ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営むもの（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定するものを除く。）
- ⑥ 賭け事に関する業種に属する事業を行うもの
- ⑦ 政治団体
- ⑧ 宗教団体
- ⑨ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- ⑩ 国税、地方税等を滞納しているもの
- ⑪ その他翠明会館の使用に応募する法人等として適当でないと本学が認めるもの

7. 契約の締結

本学は、三重大学施設マネジメント会議による審査を経て使用者を決定し、土地・建物貸付契約を締結します。

8. 利用規則等

- (1) 施設の使用に当たり、別添の「国立大学法人三重大学独立した一棟の建物の全部及び当該建物の敷地の全部又はその一部の貸付けに関する取扱要項」を遵守し、使用していただきます。
- (2) 安全保持、保健衛生及び環境保全衛生管理について、関係法令、条例、規則及び本学の諸規定を遵守し、騒音、振動、水質汚濁、悪臭等が発生しないように予防措置を講じていただきます。また、これらの環境問題が発生した場合は、速やかに解決策を講じていただきます。
- (3) 上記の安全保持、保健衛生、環境保全及び施設維持等管理上必要があるときは、随時使用施設内への立ち入り調査を実施いたします。
- (4) 上記の調査により必要な是正措置を指示した場合は、それに従っていただきます。なお、指示に従わない場合は、使用者の負担において当該是正措置を講じることがあります。

9. 契約の解除等

次の事項に該当する場合には、施設の使用許を中止し、又は契約を解除することがあります。なお、(7)による場合を除き、使用の中止又は契約の解除により使用者に損害を及ぼすことがあっても、本学はその責を負いません。

- (1) 使用料金を期限までに納付しなかったとき。
- (2) 使用者が使用申請書に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 翠明会館を他の者に転貸したとき。
- (4) 翠明会館を善良な管理者の注意義務をもって管理しなかったとき。
- (5) 契約内容に違反したとき。
- (6) 契約を継続することが著しく困難となる事情が発生したとき。
- (7) 本学において、管理上の事由が生じたとき。

10. その他

- (1) 給排水設備及び電気設備の実験機器等への接続工事は使用者が行ってください。また、使用者が行う工事、並びに工事に伴い発生する消防関連設備の増設及び改修に係る費用は、使用者の負担となります。
- (2) 退去時は原状に回復してください。
- (3) 什器備品はすべて各自で準備してください。ただし、屋外への備品等の設置は認められません。
- (4) 使用の許可された施設のセキュリティーについては、すべて自己管理責任とします。
- (5) 各スペースの現状確認を希望される場合は、下記11までご連絡願います。
- (6) 太陽光発電設備、搬送設備、自動火災報知設備等建物附属設備の保守点検業務は本学

が実施します。

- (7) 施設の清掃に係る費用は、使用者の負担となります。
- (8) 化学物質（試薬等）、高圧ガスを使用する場合は、三重大学 CRIS への登録が必要です。
- (9) その他、実験内容によって学内外への届出等が必要な場合があります。
- (10) 屋外において火気の使用は厳禁とします。
- (11) その他の翠明会館の使用に関しては、本学の指示に従って頂きます。

1 1. 応募に関する問い合わせ先

申請書の提出、その他ご質問がありましたら、下記へお問い合わせください。

三重大学施設部施設企画チーム 企画担当

担当者：村林、出口

住 所：〒514-8507 三重県津市栗真町屋町1577

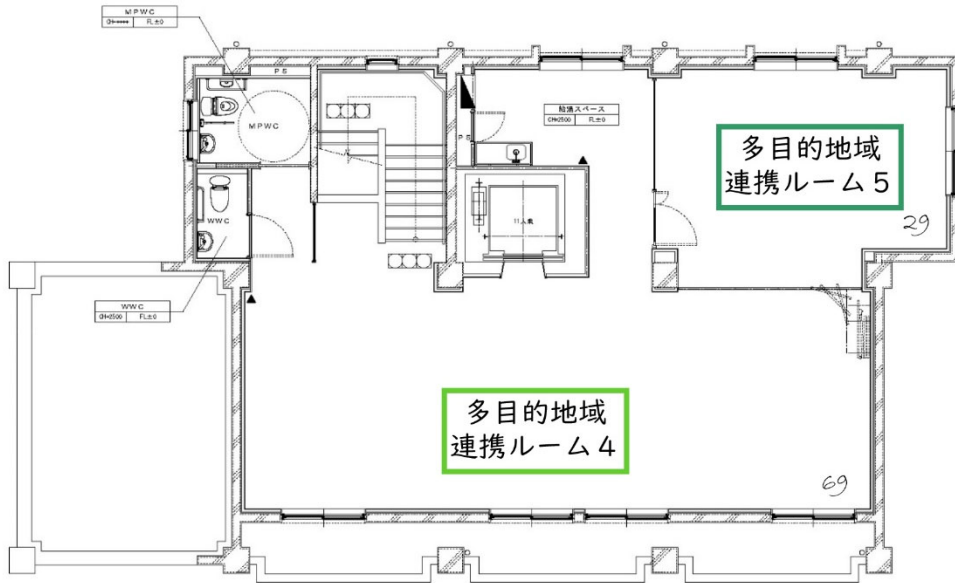
T E L：059-231-9037

e-mail：si-kikaku@ab.mie-u.ac.jp

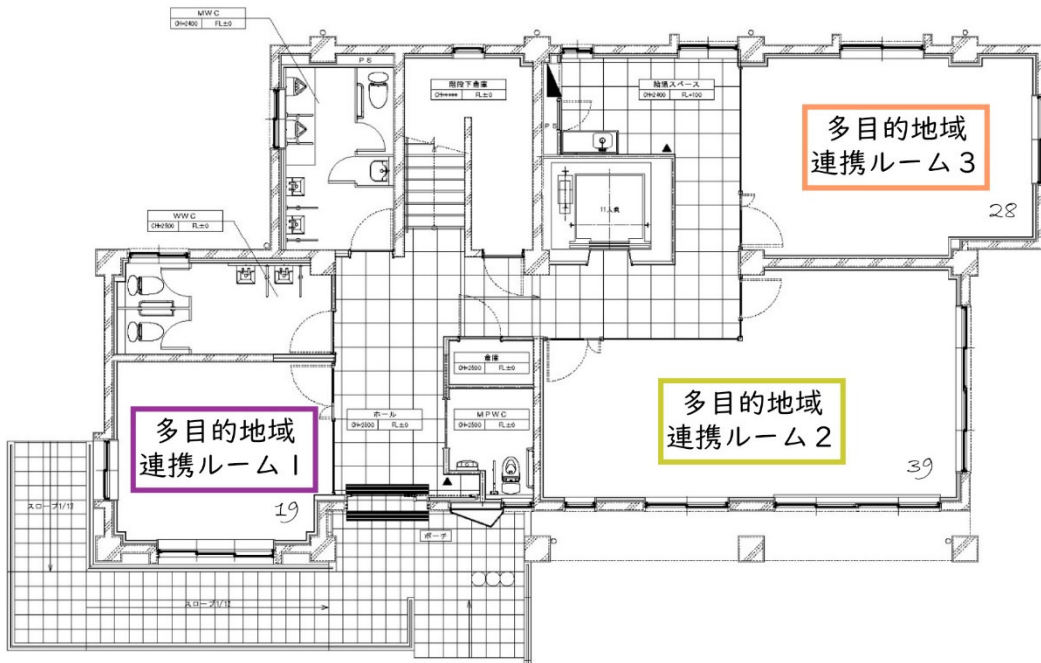
翠明会館

| | | |
|-------|--|--|
| 概要 | 構造・階 | 鉄筋コンクリート造 地上2階 |
| | 面積 | 建築面積 182 m ² 延べ面積 308 m ² |
| | 外構 | スロープ、駐車場 (6台+1台 (おもいやり))、庭 (人工芝) |
| 施設・設備 | 入退館管理システム (FeliCa カード式)、エレベーター (11人乗り)、太陽光発電設備 (10kW)、給湯スペース (ミニキッチン、電気給湯器) (各階)、バリアフリー便所 (各階)、男子便所 (1階)、女子便所 (各階) | |
| 室仕様 | 天井・床 | CH=2,500 (ルーム3及び4はCH=2,400) FL±0 (ルーム3及び4はFL±100) |
| | 床 | ビニル床シート (t=2.0) |
| | 壁 | LGS下地 PB EP塗装、 ガラスパーティション (固定) (ルーム4は移動式) |
| | 天井 | 化粧吸音ボード (t=9.5) |
| 電気設備 | 照明設備 | LED照明 基準照度 600lx以上 |
| | 電源容量 | 単相三線 175A、三相三線 100A |
| 機械設備 | 空調設備 | 一般空調 |
| | 換気設備 | 全熱交換器 |
| | 衛生設備 | 一般給排水 (給湯室のみ) |
| | ガス設備 | なし |
| 通信設備 | 電話設備 LAN設備 (学内のみ) | |
| 配置図 | | |

平面図



2階平面図



1階平面図